

次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の
堅持に関する件を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことである。

現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されており、保護者や子どもたちから大変有益であるとの意見が出されている。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が、2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育をいっそう推進することには限界がある。

このため、学校施設なども含めて教育条件の地域間格差が拡がりつつある一方で、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでいるなど、自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならないと考える。

日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教員一人当たりの児童生徒数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育を受ける権利が保障されなければならない。

よって、次の事項について、早急に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 きめの細かい教育の実現のために、義務制第8次教職員定数改善計画を実施すること。また、自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度について、国庫負担率を2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。
- 3 学校施設整備費、就学援助・奨学金など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む予算を拡充すること。
- 4 教職員に人材を確保するため、財源を確保・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年6月26日

内閣総理大臣	安倍	晋三	}	様
総務大臣	菅	義偉		
財務大臣	尾身	孝次		
文部科学大臣	伊吹	文明		

兵庫県たつの市議会議員 山本 直人